

東松島市

平成29年5月
オープン予定

新規就農者技術習得管理施設の ご案内

— 東松島市で農業を始めませんか —



『農業にチャレンジしたい!』方々を
サポートいたします!
新規就農者技術習得管理施設を利用して
東松島市の緑や水に恵まれた豊かな自然の中、
農業を始めませんか?



宮城県東松島市

Ver_003 (201702)

設置目的

現在、東松島市では、人口流出や高齢化など様々な問題に直面し、地域の将来を担う後継者、人材が不足しております。特に若い世代の農業の担い手不足は深刻となっております。

そこで、東松島市へ定住を希望する新規就農者を誘致し、栽培技術等の経営管理能力の習得支援や市内第1次産業生産者が生産する農林水産物への付加価値の創造支援及び地域資源を利用した持続可能なエネルギーの利用を図ることを目的として新規就農者技術習得管理施設を設置しました。

施設概要

【 新規就農者技術習得管理施設 】

新規就農を希望する方々への技術習得のための宿泊施設の提供と、本市への定住促進を目的とした宿泊施設となっております。

建物：木造2階建て 340.33㎡

1人部屋6室 脱衣室・浴室（男女別）
2人部屋4室 コモンリビング
研修室1室 共有スペース

【 農林水産業体験施設 】

農林水産業体験施設は、熱源等供給施設と大温室の2つに分かれております。

大温室は、新規就農者の研修や観光客の農林水産業体験施設として大型ハウス内に小型の温室があり、熱利用による農林水産物の乾燥加工体験が出来ます。

熱源等供給施設は、太陽光、木質資源等の地域資源を利用した電気と熱の供給施設となり、宮戸地区内等の松くい虫被害木の有効利用として、被害木をチップ化し、バイオマスボイラの木質燃料として活用する施設となっております。

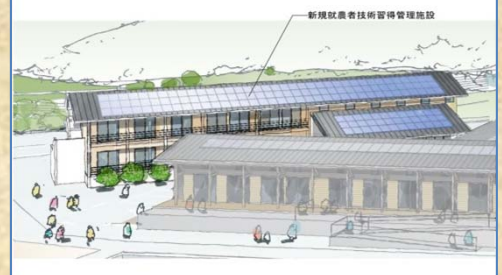
建物：S造 422㎡

熱源等供給施設 1棟 170㎡

大温室 1棟 252㎡

（大温室内に小温室 3棟があります。）

《新規就農者技術習得管理施設》



《熱源等供給施設》



《大温室》



利用料金

【 新規就農者技術習得管理施設 】

個室 1日 500円
研修室 9:00~13:00 850円
13:00~17:00 850円
17:00~21:00 1,100円

【 農林水産業体験施設 】

小温室 1日 500円
常温乾燥庫 1回（6時間以内） 500円
温水洗浄機 1回（10分） 100円

※市外の方が利用する場合は、この金額の2倍の金額になります。

利用できる人

- 就農希望者
 - 新規就農者（新規自営農業就農者、新規雇用就農者、新規参入者）
 - 認定新規就農者（青年等就農計画の認定経営者）
- ※ 施設利用の際に就農研修計画書等の下記書類を提出していただきます。

<提出書類>

利用許可申請書、就農研修計画書、研修実施計画書、誓約書兼緊急連絡人届身分証の写し

研修先

研修先として研修実施計画書に記載する研修は、下記の農家又は研修機関で行う研修を対象としております。

- 東松島市が認定した認定農業者又は認定新規就農者
- 農業経営基盤強化の基本構想水準到達者
- 宮城県農業大学校

施設利用にあたっての注意事項

- 個室の利用できる期間は、**2年以内**です。
- 利用にあたっては、事前に施設の空き状況をお問合せください。
- 長期利用者（8日以上）の利用にあたっては、審査に1週間程度要します。
- 単に宿泊目的でのご利用はできません。
- その他利用申し込み時に諸注意事項をご説明いたします。

主な新規就農者への支援策

青年就農給付金 「準備型」

※平成29年度から名称が「農業次世代人材投資事業」に変更となる予定です。

農業経験・技術がない方が、就農や農業法人への就職を目指して農業研修を受ける際に、研修期間中最長2年間にわたり、年間150万円の給付を受けることができます。

— <条件> —

- ◆就農予定時の年齢が45歳未満であること
- ◆独立・自営就農または雇用就農を目指すこと
- ※研修終了後1年以内に就農できない場合は、給付金は全額返還となります。
- ◆一定の基準を満たす研修計画を作成すること
- ◆宮城県が適切と認める研修先であること
- ◆常勤の雇用契約を締結していないこと 等

青年就農給付金 「経営開始型」

※平成29年度から名称が「農業次世代人材投資事業」に変更となる予定です。

農業経験・技術が新規の経営開始に足ると見込める場合、経営開始後最長5年間にわたり、年間最大150万円の給付を受けることができます（夫婦は1.5人分）。

— <条件> —

- ◆就農時に原則45歳未満であること
- ◆認定新規就農者であること
- ◆独立・自営就農であること
- ◆一定の基準を満たす経営開始計画を作成すること
- ◆人・農地プランに位置付けられている、または位置付けが確実と見込まれること 等

東松島市新規就農 支援事業補助金

青年就農給付金（経営開始型）を受給されている方に対して、月額2万5千円、年間で最大30万円を支給します。

— <条件> —

- ◆東松島市青年就農給付金事業（経営開始型）給付金支給規則に基づく対象者で、かつ、東松島市に住所を有する方

青年等就農 計画認定制度 (認定新規就農者制度)

就農前又は経営開始後5年以内の農業者（原則18歳以上45歳未満）が、就農計画の認定を受けた際に、有利な資金の貸付や、新規就農者向け補助事業等を活用できる制度です。

地域おこし協力隊

地域おこし協力隊制度とは、首都圏や地方都市などの住民が地方へ移住し、最長で3年間、地域協力活動に従事してもらうもので、東松島市でも平成28年度から募集しています。

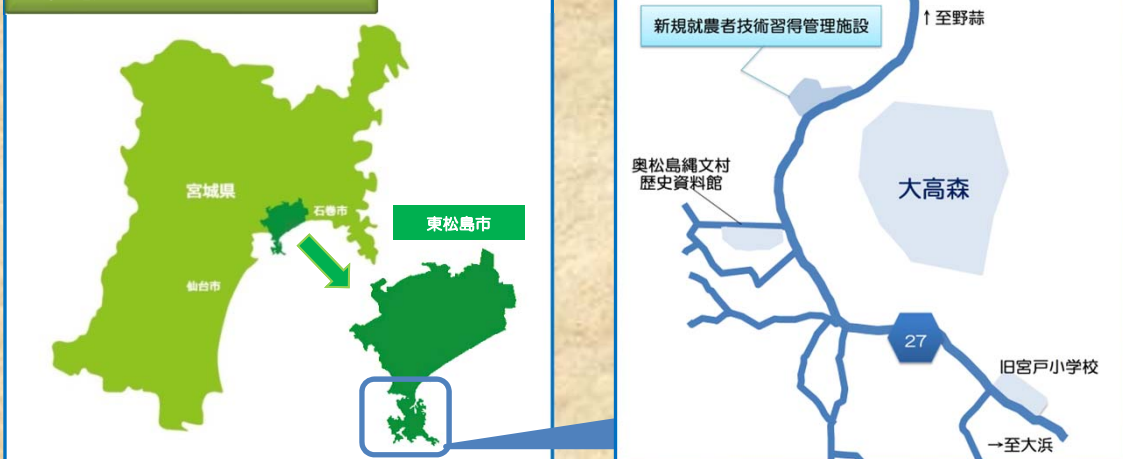
地域おこし協力隊には、報償費（日額：9,500円）のほか、年間170万円までの活動経費（住居、活動用車両の借上げ料等）が助成されますので、ぜひ隊員活動中の住み家として新規就農者技術習得管理施設を利用してみませんか？

＜問＞ 東松島市復興政策部復興政策課地域支援班 ☎ 0225-82-1111

新規就農相談窓口[サポート機関・団体]

就農・農業に関する 総合相談窓口	公益社団法人みやぎ農業振興公社 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17（宮城県仙台合同庁舎内） ☎ 022-275-9192
	一般社団法人 宮城県農業会議 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17（宮城県仙台合同庁舎内） ☎ 022-275-9164
	宮城県農林水産部農業振興課 仙台市青葉区本町三丁目8-1 ☎ 022-211-2836
	東松島市産業部農林水産課 東松島市小野字新宮前5番地 ☎ 0225-82-1111
農業技術・経営 に関する相談	石巻農業改良普及センター 石巻市東中里一丁目4-32（宮城県石巻合同庁舎内） ☎ 0225-95-1411
農業について 学びたい方	宮城県農業大学校 名取市高館川上字東金剛寺1 ☎ 022-383-8138

施設へのアクセス



所在地	宮城県東松島市宮戸字川原5番地1	駐車場	有（83台）
◎電車で	仙台駅→野蒜駅 仙石線・仙石東北ライン	約40分	
◎車で	三陸自動車道	鳴瀬奥松島ICから	約20分
	一般道	仙台から	約70分

問合せ先

東松島市産業部農林水産課

〒981-0303 宮城県東松島市小野字新宮前5番地
TEL 0225-82-1111 FAX 0225-87-3830

東松島市新規就農者技術習得管理施設

〒981-0412 宮城県東松島市宮戸字川原5番地1
TEL 0225-86-2177（※平成29年4月以降）